

質問書に対する回答

令和7年11月11日更新
観音寺市子育て支援課

提出のあった観音寺ファミリー・サポート・センター運営業務委託プロポーザル実施要領・仕様書に対する質問書（様式第3号）について、次のとおり回答します。

<質問書受領日；令和7年11月10日>

N0.	質問項目 (実施要領・仕様書の別/ページ番号等)	質問内容
1	実施要領4（2） 事務所の所在地について	活動拠点は法人が所有している必要がありますか？ また、活動拠点が定款等に明記されている必要がありますか？
回 答<回答日；令和7年11月10日>		
活動拠点場所の所有権の有無は問いません。賃貸借物件でも市内であれば可です。 利用者等に対する説明責任の観点等から定款等に明記が必要と考えますので、明示されていない場合は、最優秀提案者に選定された後、できるだけ速やかにの定款等の変更を行って下さい。		

N0.	質問項目 (実施要領・仕様書の別/ページ番号等)	質問内容
2	該当なし	事務局代表電話番号は、固定電話である必要がありますか？（携帯電話でも対応可能かどうか）
回 答		
固定電話、携帯電話の別は問いません。 「観音寺ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」第3条のセンター業務時間「午前8時30分から午後5時30分まで」に連絡が取れる（休業日を除く）体制であれば、問題ありません。		

N0.	質問項目 (実施要領・仕様書の別/ページ番号等)	質問内容
3	該当なし	他市ではファミリー・サポート・センター業務と一緒に子育てホームヘルプも実施されているところがありますが、観音寺市では現在子育てホームヘルプはどのような事業計画になっていますか？（現在の実施の有無や、今後の実施予定などを教えてください）

回 答
業務委託先のヘルパーの高齢化、人材確保困難との理由による撤退により、令和４年度以降、新たな委託先の検討等は行っていますが、子育てホームヘルプサービス事業は休止しています。 「観音寺市こども計画」を策定するにあたり、令和６年６月に実施したアンケート調査結果でも同事業には一定のニーズがあることから、引き続き、事業再開に向け検討を行っているところです。 なお、子育てホームヘルプサービス事業については、ファミリー・サポート・センター事業と関係のない取り組みとなりますので、本運營業務委託プロポーザル審査評価の対象外となります。

NO.	質問項目 (実施要領・仕様書の別/ページ番号等)	質問内容
4	市事業実施要綱第10条 アドバイザーについて	要綱でいう「アドバイザー」とは実質どのような役割を担う人材のことでしょうか？またこの役職をするにあたって必要な資格等がありますか？
回 答		
参考資料としてホームページにも掲載しております「こども家庭庁」ファミリー・サポート・センター事業実施要綱「3 事業の内容及び実施方法」「(1) 基本事業」「④実施方法ア」に規定されている「アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を準用する形で、市事業実施要綱第6条に掲げる業務（事務）を行う者としています。 従いまして、アドバイザーに特に必要な資格はありませんが、本事業の円滑な実施のため、香川県等が実施する子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した（修了予定を含む）方が望ましいと考えています。		